

業務報酬基準・工事監理小委員会（第1回）議事要旨

日 時：平成19年4月13日（金）10:00～12:00

場 所：国土交通省 11F 特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員、平野委員、古阪委員、牧村委員、松村委員、松本委員、村上委員

[議事要旨]

- 国土交通省より、以下の点について説明があった。
 - ・ 小委員会における主な検討事項、検討スケジュール
 - ・ 業務報酬基準（告示 1206 号）見直し等に関する審議会の指摘、法改正の内容と主な論点について

- また、委員2名より、業務報酬基準見直し等に関し、プレゼンテーションがあった。

- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。
 - ・ 業務報酬基準・工事監理の最終的な目的は品質が確保された建築物の供給にあり、こうした関連から、建築士法の枠組みに止まらず、建設業法における施工管理等も視野に入れた議論が必要である。
 - ・ 業務報酬の実態調査にあたっては、設計事務所だけでなく、発注者についても調査を行うべきである。
 - ・ 業務報酬基準について、定期的な見直しを行うべきである。
 - ・ 見直し後の業務報酬基準の実効性が高まるよう留意する必要がある。
 - ・ 建築士業務に関するトラブル事例で、契約書がない場合などは、業務報酬基準に定める標準業務を基準に判断されるケースもあり得る。
 - ・ （上記意見に関連して、）標準業務の内容をかなり細かく確定させるとともに、一般消費者に周知することが必要である。
 - ・ 建築物の品質管理における工事監理の役割は大きく、工事監理のガイドラインを作成することの意義は大きいと考える。その一方で、現実の工事監理は、施工者の能力に左右される面もあり、業務報酬基準に定める工事監理の標準業務をどう設定するかについて、議論が必要である。